

戸 沢 村

〔都 留 市〕

戸沢村は菅野川の支流、戸沢川の上流域に開けた山間の村である。戸沢山字西東山に源をもつ戸沢川は、村内を西流して玉川・法能村境へといたり、この辺りからやや向きを北にかえながら、やがて菅野川に合流する。

戸沢村は戸沢川によって切り裂かれた西の一画を除けば、その周囲を海拔六〇〇～一四〇〇メートル級の山にとりまかれ、その峰・尾根をもって他村と接している。村の北につらなる「ミヅシリ」「大ムカヒ」「向ヒ山」の尾根は与縄村との境をなし、「天神」「ミヤウガネ」、それより東へとめぐる「サルヤケ」「ゴゼリ」「戸沢山(ゴゼ入)」の尾根は、朝日馬場村・朝日曾雌村・道志村との境をなす。また、村の南側を東から西へとつらなる「ヤナ沢」「マバリ」「カル沢」の尾根は、菅野村・法能村との境を形成する。

村境を形成し村をとりまく山は、村絵図上緑色とこげ茶色に色分けして描かれ、山の利用形態の違いを示している。緑色に塗られた山は戸沢村一村による村中入会山であり、こげ茶色に塗られた山は、戸沢村を元として同村周辺の村々も入会っていた村々入会山である。

村々入会山は戸沢村の南側に位置することから「南山」と総称され、玉川村、法能村枝郷宮原、下谷村、同村枝郷新井・深田・姥沢、四日市場村、同村枝郷瀬中の村々が入会っていた。これらの村々のうち、山手大豆を戸沢村に納めていた玉川村のみは南山の全域に、その他の村々は南山の一部に入会うことができた。享保五年(一七二〇)の「村明細帳」によれば、南山は「内山」と「奥山」に区分され、玉川村を除く村々が入会えた場所は奥山に限られている。奥山と称される場所は、南山のうち「山神」は「から沢」より奥、「まわり」は「丸くすれ」より奥、「やな沢」は「とけ石」より奥、「あつかい」は「中小屋」より奥、「ごぜ入」は「かつら渡度」より奥と取り極められていた。

村々入会山での採取品は、山元戸沢村も含め薪・秣・苗代刈敷・打刈敷の四種で、うち苗代刈敷はさらに採取地が限定され、また鋸を持っての入山は禁止されていた。



下戸沢の集落を望む

内山・奥山と区分された南山のうち、内山は戸沢村の入会山であり、絵図上緑色に塗られた村の北側と東側に位置する山とともに、村中の入用とする林產品の採取や山畠の耕作が行われていた。村中入会山もその利用のきれ方により、「山畠」「柴山」と称される一帯と、通常「山」と称される一帯に区分されている。山畠は山と畠の輪換的利用の行なわれていた場所で、寛文九年(一六六九)の「山水帳」によると、その面積は四町二反六畝一〇歩におよぶ。絵図にみえる山畠の開かれていた場所は、「カル沢」「太平」「戸沢山」の裾野と戸沢川最上流部左岸の四か所であるが、これを「山水帳」の小字と对照するとその広がりは限定的である。おそらく、絵図に示される山畠は、すでに定畠化していたものに限られるのではないだろうか。一方、柴山は絵図には示されないが、柴肥(刈敷)として利用する柴の採取源として、村中入会山の各所に仕立てられていたことが右の寛文九年

「山水帳」によつて確認され、その面積は四町三反三畝一七歩となつてゐる。山はこれら山畠・柴山を包みこんで広がり、薪・萱・普請用材などの採取源として、領主の検地の竿のおよばない一帯として村人の利用下にあつた。

戸沢村の集落は、山にとりまかれた沢あいの緩傾斜面に、東西に長く開けている。現地での聞き取りによれば、集落は上戸沢・下戸沢の両組に分かれ、さらに上戸沢は西川・和田^{わだ}・新屋の三組に、下戸沢は御嶽堂・田元の二組に分かれるといふ。上戸沢は鉱山業・金物業・鍛冶業の守護神とされる金山権現の辺りで、家々は同権現の周囲を四角くとりまいて開削された道の両側に建ち並び、集落を形成している。一方、下戸沢の集落はその下手、御嶽権現と正蓮寺の門前に開け、御嶽権現の辺りが田元にあたる。

田元は伝説の地でもある。『都留市寺記』によれば、天長年間のころ田元の地に三町余りの池があり、この池のほとりに白兎の形をした鹿のような動物がいて、いつも樹々の間をとびまわつてゐた。人々はこの奇獣を池の主としていたが、池の方一〇間余りの田を開いてからはどこへともなく消え去つた。その後、奇獣がいつも休んでいた田の西北の高台に、不思議に光る石が二つあらわれた。人々はこれを奇獣の靈と信じ、その靈石のあつたところに一堂を建て「池の堂」と名付けたといふ。この池の堂が宝池山正蓮寺の興起、田光山円融寺であり、田元の地名もこの伝説に由来するといわれる。

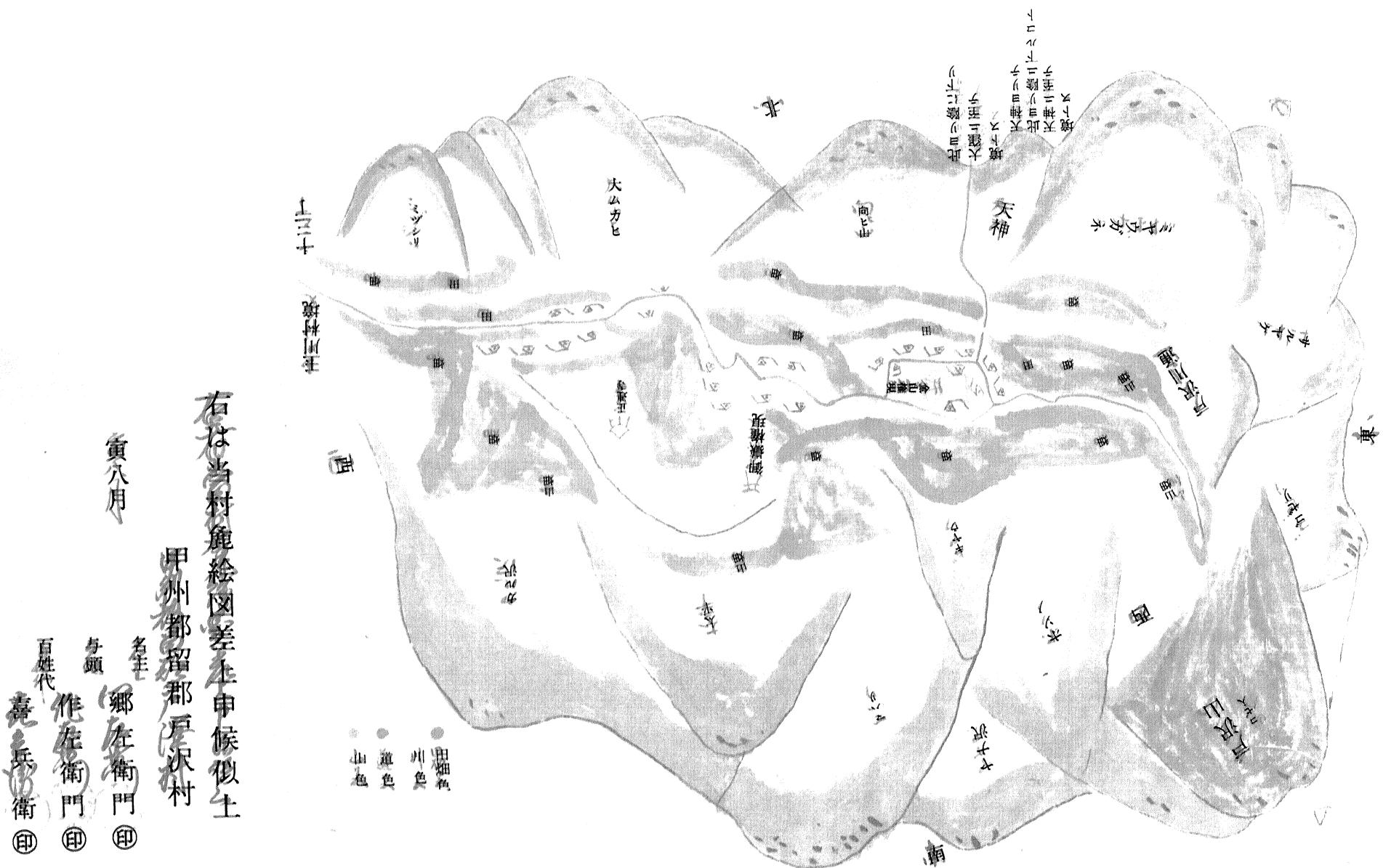
ここで、戸沢村の家数・人数・牛馬数の推移をみておこう。享保五年（一七二〇）、同村の家数は四九軒、人数は三十一人、牛馬数は牛一八疋^{ぱき}・馬一一疋である。その後、文化三年（一八〇六）には家数七五軒、人数三一五人、馬三〇疋、また天保十四年（一八四三）には、家数五九軒、人数一四三人、馬一二疋となつてゐる。家数は享保五年から文化三年の間に二六軒増加しているが、人数ではわずかに四人の増加にとどまる。このことは、同期間に家族形態の変化と家の分立が進み、小家族の家が徐々に多くなってきたことを示すものだろう。また、牛から馬への家畜の交替によつて、牛の飼育頭数が皆無となつた変化もこの間の大きな出来事である。文化三年から天保十四年の間には、家数・人数・馬数ともに激しく減少しているが、これが天保飢饉の影響によることはまちがいない。なお、昭和五十五年の国勢調査による世帯数は九一世帯、人口は四一人、うち男二二三人・女一九八人である。

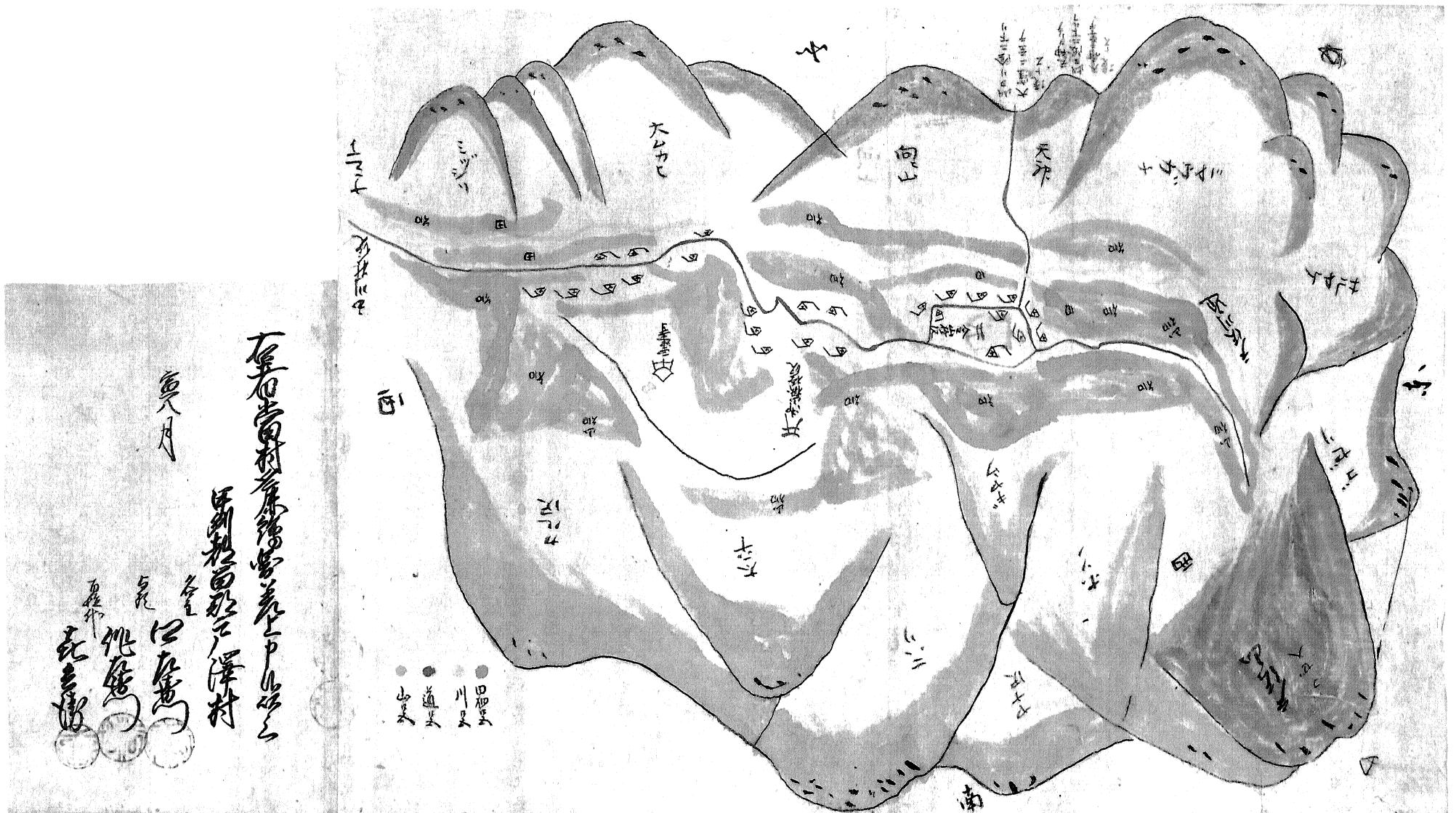
戸沢村の村高は八七石八斗九升六合、その内訳は田二一石三斗一升七合、畠六六石五斗七升九合である。絵図に示される田の開かれていた場所は戸沢川沿いの四か所で、左岸に三か所、右岸に一か所みえている。戸沢川通り字「といばな」には用水堰が設けられ、灌漑水が取り入れられていたが、絵図には同堰からの用水の流れは描かれていない。畠は戸沢川両岸の台地上と、集落と山畠の間の緩傾斜地に開かれていたことを絵図からよみとれる。



上戸沢の集落

戸沢村の人々はこれら本田畠と山畠の耕作を専らにし、作間には男は山稼ぎ、女は機織りを行い暮らしをたてていた。ことに女稼ぎの機織りは、戸沢村の人々にとって重要な貨幣収入源であり、享保五年には「絹・紬織」で金六二・三両が稼がれていた。現在におよぶ郡内織の地場産業としての地位と伝統は、江戸時代以来、女性の手によつて連綿と支えられ、培われてきたのである。





6 文化3年(1806)8月 戸沢村絵図 都留市蔵(森嶋家文書) 275×475

是ハ村入用ニテ御建被遊候

一当村用水堰、是ハ前々御普請所ニ御座候

一当村川除場

是ハ当村田畠川岸ニ御座候ニ付、満水之節は田畠絶地出来仕候ニ付、前より御普請所ニ御座候

一馬草・薪・刈敷共ニ当村山ニテ取申候

一大豆武儀

山手玉川村より当村へ取申候

馬草・かり敷共ニとらせ來り申候

一当村入会内外境

山神ハから沢より奥入会
まばりハ丸くすれより奥入会
やな沢ハとけ石より奥入会
あつさこ中小屋より奥入会
ござ入ハかつら渡度より奥入会

右境より内ハ山畠、大豆・稗上納之場所ニテ御座候ニ付、境より内ハ古来より入不申候、境より奥山ニテ

薪・茅、惣て山入用之物、宮原・姥沢・瀬中・新井・

深田・四日市場ハ宮より上計入来申、山手ハ無御座

候、玉川村ハ古来より内外共ニ入來り申候

一当村より御伝馬宿大助大月へ出申候、是ハ右大通り御

座候節ハ、谷村御陣屋様より人馬御割付被仰、御触次

第に相勤申候、尤花咲へ出し候節も御座候

一拝借鉄炮式から

預り主
八兵衛

奄から

玉目三尺一分
長三尺五分

奄から

玉目三尺五分

預り主
甚之丞

是ハきす鉄炮ニ御座候ニ付、御借被下候時、其段

申上置、預り申候

右はか之猪鹿大分出、作毛荒シ申候ニ付、威シ鉄炮御拝借

仕置申候

一当村ニテ少々買物等ハ谷村、道法奄里余、出候て調申候

一当村より江戸ハ方角東ニ当り、道法廿六里、道中筋ハ

駒木通(野脱カ)りより江戸ハ四ツ谷へ出申候

一当村より谷村へ道法奄里拾丁、甲府へ拾武里、小田原

へ拾八里、八王子へ十六里、津久井荒川へ十三里

一蚕村中女稼ニ仕候、蚕之儀當違御座候、格別過不足御座候

一当村之女之稼ニ綱・紬織候て商先ニ仕候、大積り金高

六拾二、三両ニ成可申候、然共蚕當違ニテ織綱・紬過

不足御座候

一当村より名主御用ニテ江戸へ参り候も、駄賃・雜用金

武両程も掛申候、年寄・百姓ハ当村より江戸へ参り候

儀無御座候

一田畠肥、田作ヘ柴刈敷入申、畠作ヘハ馬屋肥かけ、作

仕付申候

一当村百姓耕作之間、薪・馬草等取申候

一当村ニ杉・雜木林無御座候

一当村鍛冶・大工・糾屋・山伏・牢人無御座候

一当村塙樋・造酒屋無御座候

一同御鷹場無御座候

一同切支丹類族無御座候

一同御追放者・御預り者無御座候

一同御六尺給・御餅米上納無御座候

右之通り当村ニ在來り候儀、任御尋委細書付差上申候、少も相違無御座候、乍然相違之義御座候ニおいては、其品により何分之曲事にも可被仰付候、以上

甲斐国都留郡戸沢村

享保五年

子八月

同久左衛門

同久左衛門

同久左衛門

同久左衛門

御代官江川多郎左衛門様

天保度御代官佐々木道太郎様
御役所へ上ル

名主源

七文化三年(一八〇〇)八月戸沢村村内明細書上帳

(表紙)
文化三年

村内明細書上帳

寅八月 戸沢村

寛文九酉年秋元但馬守様御檢地御水帳式冊

甲州都留郡

戸沢村

此反別拾三町五反九畝三歩

(表紙)
田高武拾壱石三斗壱升七合

甲州道中大月宿へ助郷

内 畑高六拾六石五斗七升九合 拾一町四反拾二歩

御高札三枚

当寅年

人數三百拾五人内

男女五百五拾九人
女百五拾三人
座頭老人

馬三拾疋

一男女嫁

男ハ農業之間
女ハ蚕飼織機織申候

馬三拾疋

残壱町壱畝三歩 有反

分米拾四石六升八合

中烟壱町六反五畝拾五歩

内四歩 前々永引

残壱町六反五畝拾壱歩 有反

分米拾七石七斗壱升三合

下烟武町七反武畝拾五歩

内壱畝拾步 前々永引

分米拾壱石五斗五升

下々烟武町五反六畝式拾步 有反

内三畝武拾五歩 前々永引

残武町五反武畝式拾五歩 有反

分米三斗五升八合

見附烟武町九反四畝拾步

内六畝武拾式歩 前々永引

残武町八反七畝拾八歩 有反

分米五石

屋敷五反歩

分米七斗五升

桑式拾五束

内壱束 前々永引

残武拾四束

田高合式拾壱石三斗壱升七合

田方反別合式町壱反八畝廿一步

烟高合六拾六石五斗七升九合

烟方反別合拾壱町四反拾式歩

一山烟四町式反六畝拾步

此 訳

上山烟壱町八畝拾步

但老反ニ壱斗五升五合

此米壱石六斗七升九合

中山烟七反壱畝拾步

同壱斗四升五合

下山烟壱町八反歩

同壱斗三升五合

此米式石四斗三升

下々山烟六反六畝式拾步 同壱斗式升

此米八斗

米合五石九斗四升三合

内米四石七斗四升八合大豆ニ成、但米壱升ニ式升宛

此大豆九石四斗九升六合

内武石九斗六升六合 前々永引

内米壱石壱斗九升五合稗ニ成、但米一升ニ四升宛

此稗四石七斗八升

内壱石壱斗三升 前々永引

一柴山四町三反三畝拾七歩

此米五斗四升六合

此 訳

上柴山武町

中柴山五反三畝拾步

下々柴山壱町八反七歩

此米六升四合

此米壱斗八升武合

一米五升三勺

田方切出

一永老貫五百九拾九文

浮役代米金

是ハ薪・薑・萩・藁・青草・干草棒・波柿・入ま

つ・糠・炭木代・夫金

一米九斗五升四合

江戸廻米

是ハ江戸かい納之積りニテ金納仕候

一米五斗八升当村名主給米、是ハ御私領之節ハ御頭よ

御除地七畝拾步寺内

御淨土真宗本寺京都本願寺末田光山正蓮寺

一当村宮 式社

内 壱社 御嶽山權現

此外少々ノほこら三社

一当村御水帳 武冊

是ハ寛文九年秋元但馬守様御領分之内、百姓中間(仲)

檢地之高反別を以、御年貢役相勧來り申候

一御年貢米田糧共ニ毎年御石代被仰付、金納ニ仕来申候

一莊・大豆・麦・綿・紬・麻苧、御割府通り上納、同金(ママ)

納ニ仕來り申候、代米之義米ニテ被下候

一家數四拾九軒 内 (四拾八軒百姓)一人別三百拾壱人 内 (男百四拾八人女百六拾人)

右人別之内

商人老人、是ハ金武朱、ぼてい御役指上ヶ商壳

出家三人

一馬牛式拾九疋

内 (女牛拾八疋)

一切支丹御高札

一産物 紬・紬織出申候

井倉村神主
志村美濃

一当村宮 武社

〔後筆〕
七月十一日」

見捨地

内 壱社 御嶽權現 明き三尺
壱社 金山權現 明き三尺

除地
一山畠七畠拾歩

〔後筆〕
〔宝地山〕 京都西本願寺末

正蓮寺

高七斗三升

右寺社之儀は右之者より書上申候
一当村より谷村へ壱里

甲府へ拾武里半
江戸へ武拾六里

一戸沢川通用水堰川除御普請所有之

一山畠四町弐反六畠拾歩

此取
碑三石六石五斗三升

一柴山四町三反三畠拾七歩

此取米五斗四升六合

右之外、当村ニは名所・古跡并名山・古書物等一切無御
座候、右申上候通相違無御座候、以上

甲州都留郡戸沢村
〔文化三年〕
寅八月

名主
郷左衛門印
与頭
作左衛門印
百姓代
喜兵衛印

甲府

御役所

○「甲斐国志編纂資料 明細書上書類 村里之部 玄」より。

(富士吉田市 加々美四郎家文書)